資料　1

現行「室蘭市民のくらしをまもる条例」と改正「室蘭市民のくらしをまもる条例（案）」比較表

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
（目的） 第 1 条　この条例は、他の法令に定めがあるものを除くほか、市民の日常生活における費者の利益の擁護及び増進と消費者の権利を確立するため市長及び事業者並びに消費者の責務を明らかにするとともに、その基本的な施策を定めその施策の総合的な推進を図り、もって市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。	第１章　総則 （目的） 第１条　この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重、その自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者等の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費生活に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進を図り、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。	本条例の目的を明らかにするものであり、「市民の消費生活の安定と向上を図ること」を最終の目標としている。 なお、消費者施策は、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」を基本的な前提として行われるべきであることから、これを明記している。	（目的） 第１条　この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もつて市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。
（定義） 第 2 条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)　消費者　事業者が供給又は提供する商品等を消費して生活するものをいう。 (2)　事業者　商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。 (3)　商品等　事業者が供給又は提供する商品及びサービスをいう。 (4)　欠陥商品等　消費者の生命、身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある商品又は消費者に不利益を及ぼす商品等をいう。 (5)　不安商品等　安全性が社会的に確認されていない商品等をいう。 (6)　生活関連物資　日常の消費生活に関連性の高い商品等をいう。				
	（基本理念） 第２条　消費者施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの権利の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。 (1) 商品及びサービス（以下「商品等」という。）について、消費者の選択の機会が確保される権利 (2) 商品等によって消費者の生命、身体又は財産が侵されない権利	本条例の目的達成に当たっての基本的な考え方・理念を規定した。 事業者が事業活動を行い、消費者が消費生活を営み、行政が施策を推進する上で、各々が基本とすべき考え方や理念を示した。 また、消費者施策は消費者基本法第２条の基本理念に基づき、5 の権利を基本として行うことを規定した。	（基本理念） 第２条　消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の総合的な推進は、市、事業者及び消費者の相互の信頼及び協力の下に、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。 (1)　消費生活を営む上で使用し、又は利用する商品及び役務（以下「商品及び役務」という。）について、基本的な需要が満たされること。 (2)　商品及び役務によつて生命、身体及び財産を侵害されないこと。	（基本理念） 第２条　消費者政策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの権利の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。 (1)　消費者の生命、身体及び財産が侵されない権利 (2)　商品及び役務（以下「商品等」という。）について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
	(3) 消費者に対し、商品等の必要な情報が適切かつ迅速に提供される権利 (4) 消費者の意見が消費者施策に反映されるとともに、取引に関して不当に受けた被害の処理及び救済が適切かつ迅速にされる権利 (5) 消費者が自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利 ２　消費者の自立の支援に当たっては、事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。 ３　消費者施策の推進は、高度情報通信社会及び高齢化社会の進展並びに環境の保全に配慮して行われなければならない。		(3)　適正な取引環境の下で商品及び役務を自主的かつ合理的に選択できること。 (4)　消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済されること。 (5)　消費生活を営む上で必要な情報が適切かつ迅速に提供されること。 (6)　自立した消費生活を営むために必要な教育が受けられること。 (7)　健全な生活環境の下で消費生活を営むことができること。 (8)　消費者の意見が消費者施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること	(3)　消費者に対し、必要な情報が適切かつ迅速に提供される権利 (4)　消費者の意見が消費者政策に反映されるとともに、適切かつ迅速に、取引に関して生じた苦情の処理及び被害の救済がされる権利 (5)　消費者が自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利 2　消費者の自立の支援に当たっては、事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。 3　消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展及び環境
（市長の責務） 第 3 条　市長は、経済的又は社会的状況に応じた消費者の保護及び物価の安定に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。 2　市長は、前項の施策を実施するに当たって必要があると認めたときは、国及び他の地方公共団体並びに関係業界等に対し協力を求め、又は要請するなど適切な措置をとらなければならない。	（市の責務） 第３条　市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民の参加と協力の下に、経済社会の進展に即応した消費者施策を策定し、及び実施しなければならない。 ２　市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見が反映されるよう努めるとともに、環境の保全に配慮しなければならない。	消費生活の安定及び向上に関する施策の推進における市の責務を規定しているものである	（市長の責務） 第３条　市は、前条に定める基本理念にのつとり、市民の参加と協力の下に、消費者施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。 ２　市は、消費者施策の推進に当たつては、環境の保全に配慮して行うよう努めなければならない。 ３　市は、消費者施策の推進に当たつて必要があると認めるときは、他の地方公共団体と提携して国、道に実効ある措置をとるよう要請しなければならない。	（市長の責務） 第３条　市は、広く市民の理解と協力を得て、消費者政策を実施するものとする。
（事業者の責務） 第 4 条　事業者は、商品等について消費者の安全と利益を確保するため適切な措置を講ずるとともに市長が実施する施策に協力しなければならない。	（事業者の責務） 第４条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、消費者施策に協力するとともに、次に掲げる責務を有する。 (1) 消費者の安全を確保すること。 (2) 法令を遵守し、消費者との取引における公正を確保すること。 (3) 消費者に対し、供給する商品等の品質の向上を図るとともに、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (4) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産及び年齢の状況等に配慮すること。 (5) 消費者からの苦情を適切かつ速やかに処理すること。 (6) 提供する商品等に関し、環境の保全に配慮すること。	消費生活の安定及び向上を図る上での事業者の責務を規定した。 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差の存在を踏まえ、「責務」として位置づけた。	（事業者の責務） 第４条　事業者は、商品及び役務を提供するに当たつては、第２条に定める基本理念にのつとり、次に掲げる事項に努めなければならない。 (1)　消費者の安全を確保すること。 (2)　商品及び役務の品質の向上を図ること。 (3)　法令を遵守し、消費者との取引における公正を確保すること。 (4)　消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。 (5)　消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (6)　自ら又は共同で消費者の苦情を処理する体制を整備し、苦情を適切かつ迅速に処理すること。 (7)　環境の保全に配慮すること。 (8)　市が実施する消費者施策に協力すること。	（事業者の責務） （事業者の基本的責務等） 第４条　事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。 (1)　消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。 (2)　消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (3)　消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。 (4)　消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理すること。 (5)　市が実施する消費者政策に協力すること。 2　事業者は、その供給する商品等に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。
（消費者の責務） 第 5 条　消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため自ら進んで消費生活に必要な知識の修得に努めるとともに消費者相互の連	（消費者の役割） 第５条　消費者は、自ら進んで消費生活に関し必要な知識の習得、必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければ	消費生活の安定及び向上を図る上での消費者自身の役割を規定しているものである。 消費者は事業者との間で情報の質及び量並び	（消費者の責務） 第５条　消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため、自ら進んで、消費生活に関し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行	（消費者の責務） 第５条　消費者は、自ら進んでその消費生活に関し、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよ

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
携及び健全な組織化を図り、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。	ならない。 ２　消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。 ３　消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。	に交渉力等の格差が存在し、対等ではない状況を踏まえ、「役割」として位置づけた。	動するよう努めなければならない。 2　消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。 3　消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。	う努めなければならない。 2　消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。
	（消費者団体の役割） 第６条　消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。	消費生活の安定及び向上を図る上での消費者団体の重要性に鑑み、消費者の健全かつ自主的な組織活動を通じて消費者利益を確保する役割を規定しているものである。		
（情報の収集及び提供） 第 17 条　市長は、生活関連物資の需給状況及び価格の動向に関して必要な情報の収集に努め、その結果必要に応じて市民に提供するものとする。	第２章　物価の安定 （価格情報等の収集及び提供） 第７条　市長は、市民の日常の消費生活に必要不可欠な商品等（以下「生活必需品等」という。）が著しく不足し、若しくはその価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認める場合には、当該生活必需物資等について、価格の動向等に関する調査を行うものとし、その調査結果を市民に提供するものとする。	現在、物価は比較的安定しているが、原油価格の上昇や自然災害などにより、生活必需品等の価格が高騰したり、供給不足となったりする可能性がある。このような事態における生活必需品等の安定供給を図る措置に向けて、必要に応じて、市民の消費生活に欠くことができない商品等について需給状況や価格等の調査を実施し、その結果を市民に情報提供することを規定したものである。	（情報の収集及び公開） 第６条　市長は，日常生活に不可欠な物資（以下「生活必需物資」という。）の生産，流通等の実態をは握するよう努めるとともに，価格，需給の動向等に関する情報を収集し，その結果を市民に公開しなければならない。 2　市長は，前項に定める価格，需給の動向等の情報収集について，事業者に必要な協力を求めることができる。	（価格情報の収集及び提供） 第 14 条　市長は、消費者の日常生活に不可欠な物資（以下「生活必需物資」という。）及び役務のうち必要があると認めるものについて、その価格、需給動向等に関する情報を収集し、必要に応じてこれを消費者に提供するものとする。
（物資の指定） 第 18 条　市長は、生活関連物資が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあるとき、又 はその価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めたときは、その物資を必要に応じ生活関連重要物資として指定することができる。 2　市長は、前項に規定する生活関連重要物資を取扱う事業者に対しその供給及び価格の安定について要請するとともに当該物資の確保その他必要な措置を講じなければならない。 3　市長は、第 1 項に規定する事態が消滅したと認めたときは、同項の規定による指定を解除するものとする。	（生活必需品等の確保） 第８条　市長は、生活必需品等が前条に掲げる場合に該当するときは、当該生活必需品等を取り扱う事業者に対し、その供給の確保の要請その他必要な措置を講ずるものとする。	生活必需品等が著しく不足し、若しくはその価格が著しく高騰、又は上昇するおそれがある場合において、生活必需品等を製造、輸入、流通、販売等している関係事業者に対して、その供給の確保の要請その他必要な措置を講ずるものとすると規定したものである。	（生活必需物資の確保） 第 10 条　市長は，生活必需物資が著しく不足し，市民生活を脅かすおそれのあるときは，生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （重要物資の指定） 第 11 条　市長は，市民生活の安定を図るため，特に円滑な流通を確保し，又は不適正な利得を排除する必要がある生活必需物資を重要物資として指定するものとする。 （調査） 第 12 条　市長は，前条の規定により指定された物資（以下「指定物資」という。）が不足し，又は価格が著しく高騰した場合で，事業者が当該指定物資の円滑な流通を妨げ，又は適正な利得を超える価格で販売する行為（以下「不適正な事業活動」という。）を行つていると認めるときは，その実態を調査しなければならない。	（適正な販売活動の促進） 第 15 条　事業者は、生活必需物資の安定供給と価格の安定のため、円滑な流通と標準的価格の維持等適正な販売活動の促進に努めなければならない。 2　事業者は、市長が指定する生活必需物資（以下「指定物資」という。）について、円滑な流通を不当に妨げ、又は標準的な利得を著しく超える販売活動をしてはならない。 3　消費者は、生活必需物資の安定供給と価格の安定に協力するため、必要以上の買いだめ、その他事業者の適正な販売活動を妨げる行為をしてはならない。 （生活必需物資の確保） 第 16 条　市長は、生活必需物資の供給量が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、生活必需物資を取り扱う事業者に対する当該生活必需物資の供給要請その他必要な措置を講ずるものとする。 2　事業者は、前項の供給要請等があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
（事業者の協力） 第 19 条　事業者は、前条第 2 項の規定により市長から要請があったときは、その物資の	（事業者の協力） 第９条　事業者は、前条の規定による要請等があったときは、当該生活必需品等の供給の確	事業者は、市長から、供給の確保等の要請があったときは流通が円滑に行われ、かつ、価格		

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
確保に努めるとともに当該物資の流通が円滑に行われ、かつ、価格が安定するよう協力しなければならない。	**保に努めるとともに、当該生活必需品等の流通が円滑に行われ、かつ、価格が安定するように協力するよう努めるものとする。**	が安定するように協力するよう努める旨の規定である。		
（欠陥商品等の提供の禁止） 第 6 条　事業者は、欠陥商品等を提供してはならない。 2　事業者は、その商品等について危害の防止、品質及び技術の向上など安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。	**第３章　消費者の安全確保** **（危険商品等の提供禁止）** **第１０条　事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等（以下「危険商品等」という。）を提供してはならない。** **２　市長は、商品等が危険商品等である疑いがあると認めるときは、当該危険商品等について必要な調査を行うものとする。**	商品等については、当然のこととして安全性が求められており、消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等（危険商品等）の提供を禁止し、疑いがある場合は市長が必要な調査を行う旨の規定である。	（欠陥商品等の提供禁止） 第 14 条　事業者は，消費者の生命，身体及び財産に危害を及ぼし，又は消費者に著しく不利益を及ぼす商品及び役務（以下「欠陥商品等」という。）を提供してはならない。	
（欠陥商品等であることが明らかになったときの措置） 第 7 条　事業者は、その商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちにその欠陥商品等の発表、回収をするとともに品質の改善、賠償など必要な措置を講じなければならない。 2　市長は、その商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、消費者の危害を防止するため直ちに欠陥商品等の名称、その他必要な事項を関係行政機関に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。 （不安商品等に対する措置） 第 8 条　市長は、消費者の保護を図るため、不安商品等について必要があると認めたときは、速やかにその実態を調査しなければならない。 2　市長は、前項の調査を実施するに当たり必要があると認めたときは、当該事業者に対し資料の提出又は安全性を立証すべきことを求めることができる。 3　市長は、必要に応じて前 2 項の経過及び結果を市民に提供するものとする。 （商品テスト） 第 9 条　市長は、消費者の保護に関する施策の実効を確保するため商品の試験検査を行う施策を整備するとともに必要に応じて商品の品質性能及び安全性に関する各種の商品テストを行い、その結果に関する情報を市民に提供するものとする。	**（危険商品等であることが明らかになったときの措置）** **第１１条　事業者は、商品等が危険商品等であることが明らかになった場合には，直ちに当該危険商品等の発表、回収、品質の改善その他危害の防止に関する必要な措置を講じなければならない。** **２　市長は、前項の場合において事業者が必要な措置を講じないとき、又は消費者の生命、身体若しくは財産に対する危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該危険商品等の名称その他必要な事項を発表するものとする。**	事業者は、商品等の調査の結果、危険商品等と明らかになった場合には、当該危険商品等の発表、回収、その他危害を防止するために必要な措置を講ずることを規定した。（第１項） また、事業者が危害を防止するために必要な措置を講じないとき、又は消費者の生命、身体若しくは財産に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、直ちに危険商品等の名称等を発表することを規定した。 「現行条例第９条・関連説明」 現行条例第９条の「商品テスト」については、自治体が単独で商品テストに係る人材や施設設備を有することが困難であることから、 必要が生じた場合は、 ・北海道立消費生活センターや（全国的にも優秀なスタッフ・施設設備を完備） ・国民生活センター ・（独）製品評価技術基盤機構（ナイト） に依頼することとし、条項条項は廃止する。	（欠陥商品等であることが明らかになつたときの措置） 第 15 条　事業者は，商品及び役務が欠陥商品等であることが明らかになつたときは，直ちにその欠陥商品等の発表，販売停止，回収，製造及び加工等の方法の改善その他危害の防止，品質及び技術の向上，賠償等必要な措置を講じなければならない。 （欠陥商品等に対する市長の緊急措置） 第 16 条　市長は，商品及び役務が欠陥商品等であることが明白である場合において，消費者の生命，身体及び財産に対する危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは，直ちに欠陥商品等の名称その他必要な事項を発表しなければならない。 （事故発生の届出） 第 17 条　消費者は，商品及び役務により事故があつた場合は，同一事故による被害が他の消費者に及ぶことを防止するため，その事実をすみやかに市長に届出なければならない。 2　市長は，前項の届出を受けたときは，同一事故による被害が他の消費者に及ぶことを防止するため必要な措置を講じなければならない。 （危害の防止） 第 18 条　市長は，商品及び役務について，その安全性に疑いの強いもので必要があると認めたときは，事業者に対して，その安全性の根拠となる資料等の提出を要請するとともに，その実態を調査しなければならない。 2　市長は，前項の商品及び役務について，必要があると認めたときは，その製造，輸入，販売及び使用に関して適切な措置をとるよう，すみやかに関係行政機関及び当該事業者	（安全性の検査等） 第 6 条　市長は、消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等（以下「欠陥商品等」という。）及び安全性が社会的に確立されていない商品（以下「不安商品」という。）について、必要があると認めたときは、各種の情報収集又は関係機関の協力を得て検査を行い、消費者に正確な情報を提供するものとする。 （危害の防止措置） 第 7 条　事業者は、欠陥商品等を供給しないよう努めるものとする。 2　事業者は、商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちに欠陥商品等の発表及び回収をするとともに、品質の改善、技術の向上その他危害防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
			に対して要請するものとする。 （試験又は検査の依頼等） 第 19 条　市長は，前条第１項の調査に関し必要があると認めるときは，国，道その他試験研究機関等に対して商品及び役務に関する試験又は検査を依頼するものとする。 ２　市長は，消費者に対する危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは，前項の試験又は検査により得た情報を，直ちに消費者に提供するものとする。	
（表示等の適正化） 第 10 条　事業者は、商品等の内容及び価格について適正な表示をするように努めなければならない。 2　事業者は、商品等の提供について消費者に不当な表示若しくは誇大な広告、宣伝をし、消費者の判断を誤らせるような取引方法を行ってはならない。	**第４章　消費者の利益擁護** **（表示、広告等の適正化）** **第１２条　事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることがないよう商品等の内容、価格等を適正かつ分かりやすく表示するとともに、見やすい箇所に表示するように努めなければならない。** **２　事業者は、商品等の提供において、消費者に誤解を生じさせるような広告若しくは宣伝又は取引方法を行ってはならない。**	第４条（事業者の責務）３号の具現化条項である。	（表示の適正化等） 第 21 条　事業者は，消費者が商品及び役務の選択を誤ることがないよう，その品質，用途，内容，価格その他必要な事項を適正かつ分かりやすく表示しなければならない。 ２　事業者は，法令で別の定めのあるもののほか，市長が定める商品及び役務について，品質，販売及び提供の単位又は価格，取扱方法その他市長が必要と認める事項を適正かつ分かりやすく表示しなければならない。 ３　市長は，消費者が商品の選択をしやすくするため，別に定める店舗における指定商品について，単位価格を表示させるようしなければならない。 （広告の適正化） 第 23 条の２　事業者は，商品及び役務の広告を行うときは，虚偽又は誇大な表現その他消費者を誤認させるような表現を避け，商品及び役務に関する正確な情報を提供しなければならない。	（内容、価格の表示等） 第 8 条　事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることがないよう、商品等の内容について、適正かつ平易に説明し、又は表示するように努めるとともに、商品等の価格は適正に分りやすく、かつ、見やすい箇所に表示するよう努めるものとする。 （広告の適正化） 第 12 条　事業者は、商品等について、虚偽又は誇大な表現を用いるなど消費者にその選択を誤らせるような広告をしてはならない。
（計量の適正化） 第 11 条　事業者は、消費者に商品を提供するときは、正味量を確認できる状態で計量するとともに消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。	**（計量の適正化）** **第１３条　市は、消費者と事業者との間の取引に際して適正な計量が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。** **２　事業者は、商品等の提供において、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。** **３　事業者は、第１項の規定に基づき市が実施する施策に協力しなければならない。**	計量法の規定に基づく市の「立入検査・定期検査」の実施や、事業者の適正な計量の実施の確保について訓示的に規定している。	（計量の適正化） 第 22 条　事業者は，消費者に商品を提供するに当たつては，適正な計量を実施しなければならない。	（計量の適正化） 第 11 条　事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が不利益を被ることのないよう適正な計量の実施に努めなければならない。 2　市長は、消費者と事業者との取引に際し、適正な計量の実施が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。
（包装の適正化） 第 12 条　事業者は、消費者が商品について誤認し、又は必要以上に消費者の負担が増大することのないよう過大な包装をしてはならない。	**（適正な包装）** **第１４条　事業者は、商品等の提供において、内容を誇張し、廃棄物の量及び包装経費を増大させるなど必要以上の過大な包装をしないよう適正な包装に努めるものとする。** **２　消費者は、商品等の包装について、適正な包装に協力するよう努めるものとする。**	廃棄物の減量の促進の観点（第５条（消費者の役割）第２項・環境の保全）から、事業者が過大な包装をしないようにするとともに、消費者はこれに協力するように努める旨を規定している。	（包装の適正化） 第23条　事業者は,その提供する商品について，消費者に内容を誇張し，廃棄物の量及び包装経費を増大させるなどの過大な包装をしないよう努めなければならない。 ２　市長は，包装の適正化を図るため，事業者に対して適切な指導をしなければならない。	（適正な包装） 第 9 条　事業者は、供給する商品について、その内容を誇張し、又は必要以上の過大な包装をしないよう適正な包装(容器を含む。以下同じ。)に努めるものとする。 2　消費者は、適正な包装に関し、事業者に協力するものとする。
	（商品等の販売後の保証等） **第１５条　事業者は、商品等について、販売後**	商品等の販売に関して、事業者は保証修理等	（アフターサービス） 第 24 条　事業者は，商品及び役務について，提	

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
	の保証、修理等の内容が明示されているものについて、その徹底を図るよう努めなければならない。	の責任を回避しないことと、商品等の長期間の使用による廃棄物の発生の減少を図ることを規定したものである。	供後の保証，修理等のアフターサービスの内容が明示されているものについて，その徹底を図るよう努めなければならない。	
（不適正な販売行為の禁止） 第20条　事業者は、生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は不適正な価格で販売する行為を行ってはならない。	**（不当な取引行為の禁止）** **第１６条　事業者は、消費者との取引に関して、次に掲げる行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。** **(1)　販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品等の内容、取引条件等に関して重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤解を招くおそれのある情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること** **(2)　消費者の取引に関する知識、判断力又は経験の不足に乗じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、又は消費者を不安な状態に陥らせ契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること** **(3)　消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させること** **(4)　消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要すること** **(5)　契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること** **(6)　消費者の正当な契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは、契約の解除によって生じる債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること** **２　市長は、不当な取引行為を定めるに当たっては、あらかじめ、室蘭市消費生活審議会の意見を聴くものとする。**	事業者が行ってはならない不当な取引行為を定め、商品等に係る事業者と消費者の取引の公正と消費者被害の防止を図るための規定である。 多様なサービスの出現やＩＴ化の進展等に伴い、新たな取引形態に係る消費者被害も増加している。また、法規制を意図的に脱法した悪質事業者による被害も増加している。 国は、規制を緩和し、公正で明確な市場ルールを整備して事後監視機能を強化する行政施策を進めているが、構造的に発生する消費者と事業者との交渉力等の格差に鑑み、消費者契約法などの新たなルールを制定した。また、規制緩和推進の中においても悪質な事業行為や販売形態などには、これまで以上に厳しい規制が必要として、特定商取引法や割賦販売法等を改正している。 本市では、相談件数は横ばいとなっているが、高齢者を狙った巧妙な販売方法や手口が増加してきており、経済社会状況と消費者被害の実態を捉え、本条例の改正に伴い、北海道条例と同様な具体的な取引を明示し、事業者に不当な取引を行わせないための規定である。	（不当な取引行為の禁止） 第２４条の２　事業者は、消費者との取引に関し、次に掲げる行為（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。 (1)　販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品及び役務の内容若しくは取引条件等に関して、重要な情報を故意に提供しないことにより、若しくは虚偽の情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (2)　消費者の取引に関する知識、判断力若しくは経験の不足に乗じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、又は消費者を不安に陥れて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (3)　消費者に一方的に不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させること。 (4)　消費者又はその関係人に対し、欺き、又は威迫する等の不当な手段を用いて、契約（当該契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要すること。 (5)　契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、又は遅延させること。 (6)　消費者の正当な契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。 ２　市長は、不当な取引行為の基準を定めようとするときは、あらかじめ、旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。	（不当な取引方法の禁止） 第１０条　事業者は、商品等の供給に際し、消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じて消費者を取引に誘引し、又は消費者に取引を強制する等により、消費者にその供給する商品等の選択を誤らせるような取引方法を用いてはならない。 2　法令に定めるもののほか、不当な取引方法は、次に掲げる行為とし、その内容は規則で定める。 (1)　消費者を欺き不当に勧誘する行為 (2)　消費者の意に反して不当に勧誘する行為 (3)　不当な内容の契約を締結させる行為 (4)　不当に債務を履行させる行為 (5)　不当に義務を怠る行為 (6)　解除権の行使を不当に妨げる行為
	（不当な取引行為に係る調査等） **第１７条　市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。** **２　市長は、不当な取引行為による消費者に対する被害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、前項の調査により得た情報を消費者に提供するものとする。**	消費生活センターから得られた情報の中に、条例・規則で規定した不当な取引行為に該当すると疑われる行為が見られる場合、真に違反行為が行われているか、それはどのような違反行為かを確認するため、市長がこれを調査し、調査の結果の情報を市民に提供することにより、市民が自ら考え行動する手がかりを提供することで、被害の発生、拡大の防止を目指す趣旨で規定したものである。	（不当な取引行為に関する調査等） 第24条の３　市長は，不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは，その実態を明らかにするために必要な調査を行うものとする。 ２　市長は，不当な取引行為による消費者に対する被害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは，前項の調査により得た情報を消費者に提供するものとする。	

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
（情報の収集及び提供） 第17条　市長は、生活関連物資の需給状況及び価格の動向に関して必要な情報の収集に努め、その結果必要に応じて市民に提供するものとする	第５章　消費者の自立支援 （情報の提供） 第１８条　市は、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。	第２条第１項第３号の基本理念の趣旨に沿い、市が、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、国民生活センターや消費者庁などから提供される消費生活に関する情報の収集と、これら必要な情報を適切かつ迅速に提供することに努めるべきことを規定したものである。	（情報の提供） 第24条の４　市は，消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう，消費生活に関する情報を収集し，消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。	（情報の提供） 第20条の２　市長は、第６条及び第14条に定めるもののほか、消費者が安全で安心な消費生活を営むために必要な情報を収集し、適切かつ迅速に提供するよう努めるものとする。
（啓発活動及び教育の推進） 第29条　市長は、消費者が自主性をもって健全な日常生活を営むことができるよう消費生活に関する知識の普及及び消費者に対し啓発活動を推進するとともに消費者教育の充実などの施策を講じなければならない。	（消費者教育等の推進） 第１９条　市は、消費者が消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、判断力を養い自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者に対する啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるものとする。	第２条第１項第５号の基本理念の趣旨に沿い、「出前講座」の継続開催や、パンフレットの発行・広報誌などを利用した情報の提供など、消費者に対する啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるべきことを規定したものである。	（消費者教育等の推進） 第24条の５　市は，消費者が消費生活に関する必要な知識を修得するとともに判断力を養い，自主的かつ合理的に行動することができるよう，消費者に対する啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるものとする。	（消費者の啓発及び教育） 第17条　市長は、消費者が健全な消費生活を営むことができるよう消費者に対する商品等及び生活設計に関する知識の普及、情報の提供並びに啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実等の施策を講ずるものとする。
	（消費者の特性への配慮） 第２０条　市は、消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢その他の特性に配慮して行うものとする。	第２条第２項の基本理念の趣旨に沿い、消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢その他の特性に配慮して行わなければならないことを規定している。 特に、高齢者、未成年者、障害者等には、それぞれ特有の消費者被害が発生することが考えられることから、啓発活動や消費者教育においても、本人だけではなく家族等の周囲の人にも充分に気をつけてもらうように啓発するなど、それぞれの特性に応じた配慮が必要としたものである。	（消費者の特性への配慮） 第24条の６　市は，消費者の自立の支援に当たっては，消費者の年齢その他の特性に配慮して行うものとする。	
（組織化の促進） 第30条　市長は、消費者の自主的な組織化及び行動が促進されるよう必要な施策を講じなければならない。 2　消費者は、相互に連携し組織化を進めるとともにその意見要望などを国及び地方公共団体並びに関係業界などに反映させるように努めなければならない。	（消費者活動の促進） 第２１条　市は、消費生活の安定及び向上について消費者の自主的な組織活動が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。	消費生活の安定及び向上における消費者団体を始めとする自主的な組織活動の重要性に鑑み、消費者団体への情報提供や情報交換など、健全かつ自主的な活動が促進され、その役割を果たしていくことができるように必要な施策を講じることを規定したものである。	（消費者運動の促進） 第24条の７　市長は，消費生活の安定及び向上について消費者の自主的な組織活動が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。	（消費者の組織化） 第18条　市長は、消費者がその消費生活の安定を図るため相互に連係し、健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
（苦情処理等） 第14条　事業者は、苦情の処理体制の整備に努め消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。 2　市長は、消費者から相談又は苦情の申し出があったときは、速やかにその内容を調査し、当該苦情を迅速に処理するため必要な措置を講じなければならない。 3　市長は、前項の苦情処理に関し当該事業者及び関係者に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。 4　市長は、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するため必要があると認めたときは、当	第６章　消費者の苦情処理等 （消費者苦情の処理） 第２２条　市長は、商品等について消費者から苦情又は相談があったときは、助言、あっせん等により適切かつ迅速に処理しなければならない。 ２　市長は、前項の苦情又は相談の処理のために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、報告又は必要な資料の提出を求めることができる。 ３　市長は、第１項の苦情又は相談を円滑に解決するため必要があると認めるときは、室蘭市消費生活審議会のあっせん又は調停に付すことができる。	消費者からの苦情又は相談について、市長が速やかに苦情解決のため助言、あっせん等の措置を講ずること、又相談の要因が他の消費者に被害を及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な情報を提供する旨を規定したものである。 また、苦情又は相談を円滑に解決するため必要があると認めるときは、室蘭市消費生活審議会のあっせん又は調停に付すことができることとした。	（消費者苦情の処理） 第25条　市長は，商品及び役務について消費者から苦情又は相談があつたときは，助言，あっせん等により適切かつ迅速に処理しなければならない。 2　市長は，前項の苦情又は相談の処理のために必要があると認めるときは，当事者その他の関係者に対し，報告又は必要な資料の提出を求めることができる。 3　市長は，消費者からの苦情（以下「消費者苦情」という。）の処理の円滑化を図るために必要があると認めたときは，当該消費者苦情を旭川市消費生活会議のあっせん又は調停	（苦情の処理） 第19条　市長は、市民の消費生活に関する相談を受けたときは迅速に処理し、又はあっせん、調停等に努めるとともに、相談に応ずる体制の整備に努めるものとする。 2　事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために、必要な体制の整備に努めるものとする。

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
該苦情を地方自治法　（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づき市長が選任する室蘭市消費者苦情処理委員　（以下「苦情処理委員」という。）のあっせん、調停に付するものとする。 5　市長は、前項の規定により苦情処理委員のあっせん、調停に付したときはその旨を当該苦情の申出者及びその相手方となる事業者に通知するものとする。	**4　市長は、第１項の苦情又は相談の要因が他の消費者に被害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その要因、処理経過その他必要な情報を消費者に提供しなければならない。**		に付することができる。 4　市長は，消費者苦情の要因が他の消費者に被害を及ぼすおそれがあるときは，その要因，処理経過その他必要な情報を消費者に提供しなければならない。	
（消費者訴訟の援助） 第16条　市長は、市内に住所を有する消費者が事業者を相手として提起する訴訟　（以下「消費者訴訟」という。）について次の各号に掲げる要件に該当すると認めたときは、苦情処理委員の意見を聴き、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他必要な援助を行うことができる。 (1)　多数の消費者が消費生活上同様の被害を受けていること。 (2)　消費者が自ら事業者を相手に訴訟を提起することが困難で、その援助を市長に申し出ていること。 (3)　1 件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。 (4)　苦情処理委員のあっせん、調停を経ていること。 2　前項に規定する消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金　（以下「資金」という。）は利息を付さないものとし、貸付期間は、市長が定める日までとする。 3　資金の貸付けを受けた者が当該消費者訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかったとき、その他市長が償還させることが適当でないと認めたときは、苦情処理委員の意見に基づき資金の全部又は一部の償還を免除することができる。 4　前各項に定めるもののほか、消費者訴訟の援助に関し必要な事項は、規則で定める。	**（消費者訴訟の援助）** **第２３条　市長は、消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者に対し訴訟を提起する場合又は事業者から訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件（緊急を要する場合その他市長が認める場合には、第３号に掲げる要件を除く。）に該当するときは、当該訴訟に要する費用（以下「訴訟費用」という。）の貸付け、立証活動の協力その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。** **(1) 援助を受けなければ被害者が当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。** **(2) 同一の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。** **(3) 当該被害に関する紛争が前条第３項のあっせん又は調停に付されていること。** **２　市長は、前項の援助を行おうとするときは、あらかじめ、室蘭市消費生活審議会の意見を聴くものとする。**	審議会に付託した案件で、審議会におけるあっせん・調停が不調に終わり訴訟を提起する場合や、消費者が事業者から訴訟を提起された場合において、市長が、一定の要件の下に、訴訟費用の貸付け、立証活動の協力その他訴訟活動に必要な援助をすることを規定したものである。	（消費者訴訟の援助） 第26条　市長は，消費生活上の少額の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が，事業者を相手にして行う訴訟（以下「消費者訴訟」という。）を自ら提起することが困難であり，かつ，同一の被害者が多数存在する場合で，被害者が消費者訴訟を提起することを決定したときは，被害者の権利を守り，その被害を救済するとともに，事業者の社会的責任を追求するため必要な援助を行うことができる。 2　前項の援助は，被害者が行う他の被害者への呼びかけ，立証活動の協力，消費者訴訟に要する費用の貸付，その他訴訟活動に必要なものとする。 3　市長は，第１項の援助を行おうとするときは，あらかじめ，旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。	（訴訟援助） 第13条　市長は、消費者が事業者を相手にして行う訴訟（以下「消費者訴訟」という。）について、次に掲げる要件に該当するときは、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。 (1)　多数の消費者が、消費生活上同一かつ少額の被害を被っていること。 (2)　消費者が、自ら事業者を相手に訴訟を提起することが困難なこと。 (3)　第 21 条に規定する釧路市消費生活審議会のあっせん、調停等を経ていること。 2　前項に規定する訴訟の援助に関し必要な事項は、規則で定める。
（消費者訴訟の援助） 第16条　第２項・第３項	**（訴訟費用の貸付け）** **第２４条　訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。** **２　訴訟費用の貸付金には、利息を付さない。** **３　訴訟費用の貸付けを受けた者は、規則で定める償還期限までに貸付金の全額を返還しなければならない。ただし、当該訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかったときその他市長が償還させることが適当**	訴訟費用の貸付金には利息を付さないことや償還期限及び特別の理由があると認めるときは返還を猶予又は免除することができる旨を定めたものである。	（訴訟費用等の貸付） **第27条**　前条第２項に規定する消費者訴訟に要する費用の貸付金には利息を付さない。 2　費用の貸付を受けた者が，当該消費者訴訟の結果，訴訟に要した費用を得ることができなかつたとき，その他市長が償還させることが適当でないと認めるときは，その貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。 3　前２項に定めるもののほか，費用の貸付に	

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
	でないと認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。 ４　前各項に定めるもののほか、訴訟費用の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。		関し必要な事項は，市長が別に定める。	
（消費生活安定審議会） 第 28 条　市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として室蘭市消費生活安定審議会　（以下「審議会」という。）を置く。 2　審議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)　消費者の保護及び物価の安定対策について市長の諮問に応じ答申すること。 (2)　市長が策定する消費生活行政に関する基本的な施策について意見を述べること。 (3)　第 18 条及び第 25 条に規定する事項について意見を述べること。 (4)　その他消費生活行政に関する重要事項を調査、審議すること。 3　審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。 (1)　学識経験者 (2)　消費者代表 (3)　事業者代表 (4)　関係行政機関の職員 4　委員は、当該所掌事務が終了したときは、解嘱される。 5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	第７章　消費生活安定審議会 （室蘭市消費生活審議会） 第２５条　市長は、消費者施策に市民の意見を反映させるとともに、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として室蘭市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ２　審議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に係る重要事項について審議すること。 (2) 市長から付託を受けた消費者苦情に係るあっせん又は調停を行うこと。 (3) その他消費生活行政に関する重要事項を調査、審議すること。 ３　審議会は、委員１０人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 消費者代表 (3) 事業者代表 (4) その他市長が必要と認めた者 ４　委員は、当該所掌事務が終了したときは、解嘱される。 ５　審議会は、あっせん又は調停を行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 ６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	審議会の名称を変更するとともに、第２２条の規定により申出のあった苦情のうち、市民の消費生活に著しく影響を及ぼしている、あるいはその解決が著しく困難である等と認めるものについては、市長が消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができることとし、審議会は、調停のため当事者に出席を求め、意見を聴き又は資料の提出を求めることを新たに所掌事務としてできる旨を規定したものである	（消費生活会議） 第 27 条の２　市長は，消費者施策に市民の意見を反映させるとともに，消費者苦情の処理の円滑化を図るため，学識経験者，消費者及び事業者で構成する旭川市消費生活会議（以下「消費生活会議」という。）を置く。 2　消費生活会議は，次に掲げる事項を所掌する。 （1）　市長の諮問に応じ，消費者施策の推進に関する重要事項について調査審議すること。 （2）　市長から付託を受けた消費者苦情に係るあつせん又は調停（以下「あつせん等」という。）を行うこと。 （3）　消費者施策の推進に関する事項について，市長に意見を述べること。 3　消費生活会議は，あつせん等を行うために必要があると認めるときは，当事者その他の関係者に対し，出席を求め，意見を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。 4　消費生活会議は，あつせん等を行わせるため，消費生活会議に消費者苦情処理部会（以下「苦情処理部会」という。）を置く。 5　あつせん等については，苦情処理部会の決定をもつて消費生活会議の決定とする。 6　消費生活会議は，必要があると認めるときは，苦情処理部会のほか，消費生活会議に部会を置くことができる。	（消費生活審議会） 第 21 条　消費者政策を推進するため、市長の附属機関として、釧路市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2　審議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)　生活必需物資の価格等の安定及び流通の円滑化に関し意見を述べること。 (2)　市長が行う苦情処理を円滑にするため、あっせん、調停等を行うこと。 (3)　この条例に基づく市長の指導、勧告及び公表に関し意見を述べること。 (4)　訴訟援助等に関し意見を述べること。 (5)　その他消費者政策における重要事項に関すること。 3　審議会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　学識経験者 (2)　消費者を代表する者 (3)　事業者を代表する者 4　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。
（資料の提出及び立入調査） 第 21 条　市長は、事業者が前条に規定する行為を行っている疑いがあると認めたときは、当該事業者の協力を得て関係書類の提出を求め、又は職員に当該事業者の事務所、工場、店舗若しくは倉庫（以下「事務所等」という。）に立ち入らせ、関係書類その他の物件など必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。	第８章　行政指導等 （立入調査等） 第２６条　市長は、第１０条第２項及び第１７条第１項に規定する調査に必要な限度において、当該事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所、営業所その他関係のある場所に立ち入らせ、関係書類その他の物件を調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　市長は、事業者が前項の規定による報告、資料の提出又は立入調査を拒み、質問に対し回答しなかったときは、当該事業者に対し、報告、資料の提出又は立入調査若しくは質問に応ずるよう、書面により再度協力を求めな	「第３章消費者の安全確保・第４章消費者の利益擁護」に規定されている調査等の実効性を確保するため、市長が、この条例の規定の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又は、その職員に立入調査等をさせることなどができること及びその際の手続等を定めたものである。	（立入調査等） 第 27 条の３　市長は，第 12 条及び第 24 条の３第１項の規定の施行に必要な限度において，事業者に対し，報告若しくは資料の提出を求め，又はその職員に当該事業者の事務所，事業所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ，書類その他物件を調査させ，若しくは関係者に質問させることができる。 2　市長は，事業者又は関係者が前項の規定による報告，資料の提出又は立入調査を拒み，質問に対し回答しなかつたときは，当該事業者に対し，報告若しくは資料の提出，又は立入調査若しくは質問に応ずるよう，書面により再度求めるものとする。	（調査又は指導） 第 23 条　市長は、事業者が次の各号のいずれかの規定に違反する事業活動（以下「不適正な事業活動」という。）の疑いがあると認めるときは、その実態を調査し、又は改善を指導することができる。 (1)　第 7 条の危害の防止措置に関する規定 (2)　第 8 条の内容、価格の表示等に関する規定 (3)　第 9 条の適正な包装に関する規定 (4)　第 10 条の不当な取引方法の禁止に関する規定 (5)　第 12 条の広告の適正化に関する規定 (6)　第 15 条第 2 項の販売活動に関する規定

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
	ければならない。 ３　前２項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ４　第１項及び第２項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		３　前２項の規定により立入調査又は質問をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者に提示しなければならない。 ４　第１項及び第２項の規定による立入調査及び質問の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	（実地調査等） 第24条　市長は、事業者が前条第6号の規定に係わる不適正な事業活動を行っている疑いがあると認める場合は、調査のために必要な限度において、当該事業者の協力を得て、当該不適正な事業活動に係る指定物資に関する関係資料の提出を求め、又は職員をしてその事務所、営業所等において当該指定物資に関し、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「実地調査」という。)ができる。 2　市長は、事業者が前項の規定による資料の提出又は実地調査を拒んだときは、その理由を書面により提出させ、又は協力要請の理由を付した書面により再度実地調査について、協力を求めなければならない。
（指導、勧告） 第22条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに違反する事業活動　（以下「不適正な事業活動」という。)を行っているときは、当該事業者に対しその違反を是正するよう指導し、又は勧告しなければならない。 (1)　第6条　欠陥商品等の提供の禁止 (2)　第7条第1項　欠陥商品等であることが明らかになったときの措置 (3)　第10条第2項　表示等の適正化 (4)　第12条　包装の適正化 (5)　第20条　不適正な販売行為の禁止	（指導及び勧告） 第２７条　市長は、第１０条第１項及び第１６条第１項の規定に違反している事業者に対して、その違反を是正するよう指導し、又は勧告しなければならない。	商品等による生命、身体及び財産に対する危害を防止するため、又は、不当な取引行為からの消費者の利益保護のため、事業者が本条例に違反しているときは、是正・指導又は勧告などの必要な措置ができるよう定めたものである。	（指導及び勧告） 第28条　市長は，第14条（欠陥商品等の提供禁止），第15条（欠陥商品等であることが明らかになつたときの措置)又は第24条の２(不当な取引行為の禁止）第１項の規定に違反している事業者に対して，その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し，又は勧告しなければならない。 ２　市長は，第12条（調査）の規定による調査又は同条に係る前条第１項若しくは第２項の規定による報告，資料の提出，立入調査又は質問の結果，不適正な事業活動が行われたと認めるときは，当該事業者に対し，その不適正な事業活動を是正するよう勧告しなければならない。	
（異議の申立） 第23条　市長は、第8条第2項、第14条第3項、第21条第1項及び前条の規定により措置したとき当該事業者において異議があるときは、事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。 （公表） 第25条　市長は、事業者が第8条第2項、第14条第3項、第21条第1項及び第22条の措置に従わなかったときは、その経過及び事実について第28条に規定する室蘭市消費生活安定審議会に報告し、同審議会の意見を聴いてその事業者の氏名、名称、商品名など必要な事項を公表することができる。	（公表） 第２８条　市長は、事業者が第２６条第１項の規定による報告、資料の提出、立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み、又は前条の規定による指導若しくは勧告に従わなかったときは、その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。 ２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知して、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。 ３　市長は、第１項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。	市長は、消費者の生命、身体に重大かつ緊急な危害発生のおそれがあるとき、又は、不当な取引の被害に拡大を防止するため、事業者が、本条例の規定による市長の勧告などに従わなかったときなど一定の場合には、事業者名等を公表できる旨を定めたものであり、公表という市民に広く周知する手段によって、実効性を確保しようとするものである。 なお、本条に規定する公表を行う場合には、公平性・公正性等を担保しながら行政措置を講じる必要があることから、第２項の規定により、あらかじめ事業者の意見の聴取を行うとともに、審議会の意見をも聴くものとした。	（公表） 第29条　市長は，事業者が第27条の２第３項の規定による出席若しくは資料の提出の要求を正当な理由がなく拒み，若しくは虚偽の資料を提出したとき，若しくは第27条の３第２項の規定による報告，資料の提出，立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み，虚偽の報告をし，虚偽の資料を提出し，若しくは虚偽の回答を行つたとき，又は前条の規定による勧告に従わなかつたときは，その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。 ２　市長は，前項の規定により公表しようとするときは，あらかじめ，当該事業者に対し，その旨を通知して，意見の聴取を行うものとする。ただし，当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは，この限りでない。 ３　市長は，第１項の規定により公表しようとするときは，あらかじめ，消費生活会議の意見を聴くものとする。	（勧告及び公表） 第25条　市長は、事業者が第23条第1号から第5号までの規定に係る不適正な事業活動に対する指導に従わないとき若しくは前条第2項の協力を求められた事業者が正当な理由なく協力しないとき又は不適正な事業活動が行われたと認めるときは、当該事業者に対して不適正な事業活動を是正するよう勧告しなければならない。 2　市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者(第23条第2号、第3号及び第5号の規定に係る不適正な事業活動に対し、勧告を受けた場合を除く。)がその勧告に従わなかったときは、その経過及び事実について審議会の意見を聴いて関係行政機関の長に対し公表の手続をとり、又は公表することができる。
（関係行政機関等への要請） 第24条　市長は、事業者が第22条に規定する指導勧告に従わなかったときは、関係行政機関又は関係事業者等に対し必要な措置を採るべきことを要請するものとする。	（関係行政機関等への要請） 第２９条　市長は、消費生活の安定及び向上のために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係事業者等に対し必要な措置をとるべきことを要請するものとする。 （他の地方公共団体との協力）	市民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めたときは、市長が、関係行政機関や関係事業者等に対し必要な措置をとるよう求める旨を定めたものである。		（関係行政機関等への要請） 第26条　市長は、必要があると認めるときは、欠陥商品等及び不安商品について速やかに適切な措置を講ずるよう関係行政機関の長又は関係業界に要請するものとする。 2　市長は、前条の勧告及び公表を受けた事業者

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
				が、なおその是正を拒んだときは、関係行政機関の長又は関係業界に対し、公表等必要な措置をとるよう要請するものとする。
（他の地方公共団体との協力） 第 26 条　市長は、不適正な事業活動を行っていると認められる事業者の事務所等の所在地が本市以外の地域に属するときは、当該地域を所管する地方公共団体に対し、必要に応じてその状況を通知し、不適正な事業活動の是正につき協力を要請するものとする。 2　市長は、他の地方公共団体又は関係行政機関から本市の地域内に事務所等を有する事業者について不適正な事業活動の是正の協力又は情報の提供を求められたときは、その要請に応じなければならない。	**（他の地方公共団体との協力）** **第３０条　市長は、第１６条第１項の規定に違反する行為その他の不適正な事業活動を行っていると認められる事業者の事務所等の所在地が本市以外の地域に属するときは、当該地域を所管する地方公共団体に対し、必要に応じてその状況を通知し、不適正な事業活動の是正につき協力を要請するものとする。** **２　市長は、他の地方公共団体又は関係行政機関から本市の地域内に事務所等を有する事業者について不適正な事業活動の是正の協力又は情報の提供を求められたときは、その要請に応じなければならない。**	消費生活に係るほとんどの商品等は、自治体の区域を超え全国規模で流通している。それゆえ、消費者被害も１自治体にとどまらず複数の市町村にまたがって発生することから、消費者の利益擁護のためには他の地方公共団体（都道府県・市町村）との相互協力が重要であることからこれを規定したものである。		（他の地方公共団体との協力） 第 27 条　市長は、消費者の利益の擁護及び増進に関すること又は不適正な事業活動を行っていると認められる事業者の事務所等の所在地が、本市の区域外にあること等で他の地方公共団体の長又は関係行政機関の長の協力が必要であると認めるときは、必要に応じてその状況を通知し、情報の提供又は調査の実施の依頼等の協力を要請するものとする。 2　市長は、他の地方公共団体の長又は関係行政機関の長から協力を求められたときは、その要請に応じなければならない。
（委任） 第 31 条　この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	**第９章　雑則** **（委任）** **第３１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。**		（委任） **第 30 条**　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。	（委任） 第 28 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（消費生活モニター） 第 27 条　市長は、生活関連物資の需給及び価格の動向の実態を適確には握し、並びに消費生活に関する市民の情報及び意見要望などを反映させるため室蘭市消費生活モニターを置くものとする。 2　前項の室蘭市消費生活モニターについて必要な事項は、規則で定める。	**削除**	条例事項としてモニター制度は廃止するが、改正条例「第２章・物価の安定第７条（価格情報等の収集及び提供）の条項で価格の動向等に必要な事項の調査を行うこととし、必要に応じて、その調査結果を市民に公開するとしている。	（価格調査員） **第７条**　市長は，前条第１項の価格等に関する調査を行わせるため，価格調査員を置くものとする。	（消費者の意見の反映） 第 20 条　市長は、消費者政策の推進に当たっては、広く消費者の意見、要望等を把握し、その施策に反映させるよう努めるものとする。
（安全確保改善費用の貸付措置） 第 13 条　市長は、事業者が商品等の安全を確保するために必要な設備を改善しようとするときで次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該事業者に対しその資金の貸付けを行うことができる。 (1)　第 6 条第 2 項に規定する危害の防止のための設備改善 (2)　第 7 条第 1 項に規定する品質改善のための設備 (3)　その他市長が必要と認めたもの 2　前項の貸付けに当たっては、室蘭市中小企業等振興条例　(昭和 53 年条例第 7 号)の定めるところによる。	**削除**	室蘭市中小企業等振興条例が改正されており、室蘭市民のくらしをまもる条例で規定している「貸付制度」が廃止され「融資制度」となっているため、条例事項として廃止するものである。	（北海道価格の解消） 第８条　市長は，北海道価格の実態を調査して，その要因を明らかにし，道内各地方公共団体とともに，国，道及び関係業界に対しその解消を要請するほか，必要な措置を講じなければならない。	（行政体制の整備充実） 第 22 条　市長は、消費者政策の推進及びその実効を確保するため、行政体制の整備充実に努めるものとする。
			（市民の意見を聴く会の開催） 第９条　公益的事業者が，その料金を変更しようとするときは，事前に市長に通知するものとする。 ２　市長は，前項の通知を受けた場合，必要があると認めるときは，広く市民の意見を聴く	

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
			会を事業者の協力を求めて開き，消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。 ３　市長は，第１項の公益的事業者の範囲について定めるものとする。	